

秋田県週休 2 日制工事に関する農業農村整備運用

(令和元年 6 月 2 7 日 整－ 7 6 5)

秋田県週休 2 日制工事実施要綱（以下「要綱」という。）における農業農村整備運用を次のとおり定める。

第 2 条 関係（定義）

要綱第 2 条（1）の「週休 2 日」について、本運用では「現場閉所による週休 2 日」と読み替えるものとする。

- 2 要綱第 2 条（1）①の「完全週休 2 日（土日）」及び、同条（2）①の「完全週休 2 日交替制」について、本運用では「週単位の週休 2 日」とし、それぞれ以下のとおり読み替えるものとする。

（1）現場閉所による週休 2 日

①週単位の週休 2 日

対象期間の全ての週において、1 週間に 2 日間以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。1 週間とは月曜日から日曜日までの期間を基本とし、土日以外の現場閉所を行った場合でも週単位の週休 2 日を達成しているとみなす。

なお、休日に加えて受注者自らが休日以外にも現場閉所を行うことは可能とする。ただし、受注者の責によらず休日に現場閉所できない場合は、休日に代わる現場閉所日（以下、「振替休日」という。）を指定するものとする。

また、対象期間の全ての週において、現場閉所を土日に指定し、1 週間に 2 日間以上の現場閉所を行ったと認められる場合は、「完全週休 2 日（土日）」を達成した工事として要綱第 5 条に基づき工事成績を評価する。

（2）交替制

①週単位の週休 2 日交替制

対象期間において、全ての週で休日率が 28.5%（2 日／7 日）以上の状態をいう。

また、夜間工事は曜日を跨ぐため、週 7 回の夜間のうち、週 2 回の夜間で休日を取得していれば、週単位の週休 2 日を達成しているとみなす。

- 3 要綱第 2 条（2）の「現場作業等」には、現場事務所等での事務作業を含むものとする。

- 4 要綱第 2 条（2）の「現場閉所困難工事」は、下記の例を想定しているが、選定にあたっては工事内容や現場条件に応じて適切に判断すること。

【現場閉所困難工事の例】

- ・社会的要請や現場条件の制約等により、現場閉所を行うことが困難な工事又は工種を含む工事等（営農活動、交通規制等で完成・現場引渡し時期の制約がある工事）

- 5 要綱第 2 条（3）の「別に定める期間」とは、次の①から④の期間とする。

- ①工場製作を含む工事において、工場製作のみを実施している期間
- ②工事全体を一時中止している期間
- ③対象期間に年末年始を含む工事では年末年始休暇として6日間、7月、8月又は9月を含む工事では夏期休暇分として3日間
- ④余裕期間設定工事において、当初契約締結の日から工事着手日前日までの期間

第3条関係（休日）

- 1 毎月の履行報告書に勤務状況確認表を添付して提出させるものとし、最終月においては、工事完成届とともに提出させるものとする。各種様式については以下のとおり提出させること。

なお、週休2日の取組状況が十分でない場合は、受発注者双方において要因を分析し、改善に取り組むものとする。

分類 提出資料	現場閉所による 週休2日	交替制
	別紙3-1	別紙4-1
履行報告書	別紙3-1	別紙4-1
勤務状況確認表	別紙3-2	別紙4-2

- 2 要綱第3条第1項における休日作業日及び振替休日の届け出については、休日作業日の前日までに任意様式またはメール等で監督職員へ届け出ることを原則とする。
- 3 週単位の週休2日及び完全週休2日（土日）において、最終週が1週間に満たない場合は、工事の完成をもって当該週の作業が終了し、工事完成日以降が休日となるため、週単位の週休2日及び完全週休2日（土日）を達成したものみなす。
- 4 週単位の週休2日交替制において、最終週が1週間に満たない場合は、工事の完成をもって当該週の作業が終了し、工事完成日以降が休日となるため、週単位の週休2日及び完全週休2日（土日）を達成したものみなす。

第4条関係（対象工事及び発注方式）

- 1 要綱第4条第1項の「週休2日に適さないと判断した工事（別に定める工事）」とは、次のいずれかに該当する工事とする。

①災害復旧工事

②製作・据付工事等の現場施工が4週間未満の工事

（週休2日制工事の指定の解除）

- 2 要綱第4条第2項の「週休2日制工事の継続が適当でないと判断した場合」とは、当該週休2日制及び交替制工事の現場が被災した場合や、週休2日及び交替制を実施することが困難又は不適切であると所属課所長が判断した場合とする。

（発注方式の指定）

- 3 要綱第4条第3項の「別に定めるところ」とは次のとおりとする。

- ①農業農村整備事業については、「発注者指定型」による発注を原則とする。
- ②現場閉所困難工事については、①によらず、「受注者希望型」での発注ができるものとする。なお、発注者は特記仕様書及び現場説明書（条件明示）に、週休２日制工事であること（発注者指定型又は受注者希望型）を明示するものとする。記載内容は別紙１及び別紙２のとおりとする。

◎：原則、○：選択

分類 選択要件	指定の有無	週単位の週休２日 （現場閉所による 週休２日）	週単位の週休２日 （交替制）
現場閉所が可能な場合	発注者指定型	◎	—
現場閉所が困難な場合	受注者希望型	○	○

（その他）

- ４ その他の取り扱いについては、次の①及び②のとおりとする。
- ①特記仕様書には、別紙１のとおり記載するものとする。
- ②現場説明書（条件明示）には、別紙２のとおり記載するものとする。

第５条関係（工事成績評定）

- １ 週休２日不履行については、施工計画書に添付されている工程表にて判断し、契約時に提出する工程表では判断しないものとする。
- ２ 要綱第５条の【完全週休２日（土日）評価対象項目】「②施工計画書に定めた休日予定のとおり、休日の確保を行っている。」について、要綱第３条第１項に基づき休日作業日及び振替休日を監督職員に届け出ている場合は、②の対象に含めるものとする。また、③についても同様とする。
- ３ 要綱第５条の【完全週休２日交替制評価対象項目】「②施工計画書に定めた基本方針のとおり、休日の確保を行っている。」について、「施工計画書に定めた基本方針」とは、交替制による休日確保のためのルール・仕組みを計画するものであり、対象者や交替勤務のルール、情報共有の方法などを明記したものである。また、③についても同様とする。

第６条関係（工期変更）

- １ 週休２日の達成のみを理由に工期変更はできないものとする。
- ２ 工期変更については、「工事請負契約における設計変更ガイドライン」により判断するものとする。

第７条関係（工事費の積算）

- １ 「別に定める積算方法」について、農業農村整備工事における積算は、次のとおり実施するものとする。
- （１）発注者指定型（現場閉所による週休２日）

工事発注時より、現場閉所による週単位の週休２日の達成を前提とした補正係数（別表１）を労務費、間接工事費（共通仮設費、現場管理費）に乘じるものとする。

なお、工事完成直前において、現場閉所の達成状況を確認後、現場閉所による週単位の週休２日が未達成で、月単位の週休２日のみを達成している場合は、別表１のとおり各経費の補正を行い減額変更するものとする。

また、現場閉所による週単位及び月単位の週休２日が未達成で、通期の週休２日を達成した場合は、別表１のとおり各経費の補正を行わずに減額変更するものとする。

（２）受注者希望型（現場閉所による週休２日または交替制）

工事発注時より、現場閉所による週単位の週休２日の達成を前提とした補正係数（別表１）を労務費、間接工事費（現場管理費）に乘じるものとする。

着手時には現場閉所による週休２日または交替制での取組について、受発注者間で協議するものとし、現場閉所による週休２日または交替制の取組方針は、やむを得ない事情がない限り協議後には変更できないものとする。

なお、工事完成直前において、現場閉所率または休日率の達成状況を確認後、週単位の週休２日が未達成で、月単位の週休２日のみを達成している場合は、別表１または別表２のとおり各経費の補正を行い減額変更するものとする。

また、週単位及び月単位の週休２日が未達成で、通期の週休２日を達成した場合は、別表１または別表２のとおり各経費の補正を行わずに減額変更するものとする。

- ２ 市場単価の補正係数は別表３による。なお、現場閉所による週単位及び月単位の週休２日を行った工事において適用し、現場閉所による通期の週休２日または交替制の場合は補正対象外とする。
- ３ 土木工事標準単価の補正係数は別表４による。なお、現場閉所による週単位及び月単位の週休２日を行った工事において適用し、現場閉所による通期の週休２日または交替制の場合は補正対象外とする。

第８条関係（その他）

（工期設定及び施工計画書等）

- １ 週休２日制工事の実施においては、余裕を持った工期設定を行うものとする。
- ２ 施工計画書及び実施工程表については、発注方式が発注者指定型の場合は現場閉所による週休２日を、受注者希望型の場合は現場閉所による週休２日または交替制による取組方針を考慮したものを提出させるものとする。
- ３ 各種参考様式（別紙３－１、３－２、４－１、４－２）については契約後、監督職員から現場代理人に提供するものとする。

附 則（令和元年６月２７日整－７６５）
この通知は、令和元年８月１日から施行する。

附 則（令和２年２月１４日整－２１２９ 一部改定）
この通知は、令和２年３月１日から施行する。

附 則（令和２年５月７日整－２８０ 一部改定）
この通知は、令和２年５月１０日から施行する。

附 則（令和２年９月１０日整－１００２ 一部改定）
この通知は、令和２年１０月１日から施行する。

附 則（令和３年６月１日整－４７７ 一部改定）
この通知は、令和３年６月１日から施行する。

附 則（令和３年９月２１日整－１０９９ 一部改正）
この通知は、令和３年１０月１日から施行する。

附 則（令和４年３月１１日整－２３８１ 一部改正）
この通知は、令和４年４月１日から施行する。

附 則（令和４年３月２５日整－２５２２ 一部改正）
この通知は、令和４年４月１日から施行する。

附 則（令和４年９月１５日整－１２３４ 一部改正）
この通知は、令和４年１０月１日から施行する。

附 則（令和５年３月２３日整－２６２８ 一部改正）
この通知は、令和５年４月１日から施行する。

附 則（令和５年９月１９日整－１１４３ 一部改正）
この通知は、令和５年１０月１日から施行する。

附 則（令和６年４月１８日整－１９８ 一部改正）
この通知は、令和６年５月１日から施行する。

附 則（令和６年８月２６日整－１０５０ 一部改正）
この通知は、令和６年１０月１日から施行する。

附 則（令和７年９月１２日整－９１５ 一部改正）
この通知は、令和７年１０月１日から施行する。

【参考】現場閉所による週休2日及び交替制における各費用の補正有無については、下記表のとおりとする。なお、通期の週休2日の場合は、各種補正は計上しない。

分類 補正対象	現場閉所による 週休2日	交替制
労 務 費	○	○
共 通 仮 設 費 率	○	—
現 場 管 理 費 率	○	○
市 場 単 価	○	—
土木工事標準単価	○	—

別表1 現場閉所率による補正係数（現場閉所による週休2日の場合のみ適用）

	現場閉所による週休2日		
	通期	月単位	週単位
労 務 費	補正なし	1.02	1.02
共 通 仮 設 費 率		1.04	1.05
現 場 管 理 費 率		1.05	1.06
現 場 閉 所 率	28.5%以上		

別表2 休日率による補正係数（交替制の場合のみ適用）

	交替制		
	通期	月単位	週単位
労 務 費	補正なし	1.02	1.02
現 場 管 理 費 率		1.02	1.03
休 日 率	28.5%以上		

別表３ 市場単価の補正係数（現場閉所による週休２日の場合のみ適用）

名称	区分	現場閉所による週休２日		
		通期	月単位	週単位
鉄筋工（太径鉄筋を含む）		補正なし	1.02	1.02
鉄筋工（ガス圧接）			1.01	1.01
防護柵設置工（ガードレール）	設置		1.00	1.00
	撤去		1.02	1.02
防護柵設置工（横断・転落防止柵）	設置		1.02	1.02
	撤去		1.02	1.02
防護柵設置工（落石防護柵）			1.01	1.01
防護柵設置工（落石防止網）			1.01	1.01
防護柵設置工（ガードパイプ）	設置		1.00	1.00
	撤去		1.02	1.02
道路標識設置工	設置		1.00	1.00
	撤去・移設		1.01	1.01
道路付属物設置工	設置		1.01	1.01
	撤去		1.02	1.02
法面工			1.01	1.01
吹付砕工			1.01	1.01
軟弱地盤処理工			1.01	1.01
橋梁用伸縮継手装置設置工			1.01	1.01
橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工			1.02	1.02
橋面防水工			1.01	1.01

別表４ 土木工事標準単価の補正係数（現場閉所による週休２日の場合のみ適用）

名称	区分	現場閉所による週休２日		
		通期	月単位	週単位
区画線工		補正無し	1.02	1.02
橋梁塗装工			1.01	1.01
構造物とりこわし工	機械		1.01	1.01
	人力		1.02	1.02
コンクリートブロック積工			1.02	1.02
排水構造物工			1.02	1.02
鋼製排水溝設置工			1.02	1.02

※各単価の端数処理は別表５のとおり

別表 5 週休 2 日制工事の補正における端数処理

別表 1 における週休 2 日の達成状況に応じた補正係数を各経費に乗じる際の端数処理は、次によるものとする。

1. 労務費

- ・ 整数止め（小数 1 位四捨五入）

2. 市場単価

- ①市場単価（補正前）
- ②週休 2 日の補正係数
- ③週休 2 日の補正後単価
- ④加算率（Sn）
- ⑤補正係数 1（Kn）
- ⑥補正係数 2（Tn）
- ⑦全ての補正後単価

$$\textcircled{1} \times \textcircled{2} = \textcircled{3}$$

$$\textcircled{3} \times (\textcircled{4} \times \textcircled{5} \times \textcircled{6} \text{の端数処理後の数値}) = \textcircled{7}$$

※③は整数止め（小数 1 位四捨五入）

※④×⑤×⑥は小数 2 位止め（小数 3 位四捨五入）

※⑦は整数止め（小数 1 位四捨五入）

3. 土木工事標準単価

- ①土木工事標準単価（補正前）
- ②週休 2 日の補正係数
- ③補正係数（Kn）
- ④全ての補正後単価

$$(\textcircled{1} \times \textcircled{2} \times \textcircled{3} \text{の端数処理後の数値}) = \textcircled{4}$$

※①×②×③は有効数字 4 位止め（有効数字 5 位切捨）

※④は整数止め（小数 1 位四捨五入）